

玉名市公共空間を利活用した賑わい創出に係る備品貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市の中心部（以下「まちなか」という。）の公共空間を利活用して行われるイベント等（以下「イベント等」という。）による賑わいの創出を図るため、イベント等に係る備品（以下「備品」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出備品）

第2条 貸出しを行う備品の種類及び数量は、別表のとおりとする。

（対象者）

第3条 備品の貸出しの対象者は、第1条の趣旨に基づくイベント等を実施する民間の団体とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、次に掲げるものは、備品の貸出しの対象外とする。

- (1) 使用目的が特定の法人等の営利活動に限定されるもの。
- (2) 使用目的が宗教活動及び政治活動であるもの。
- (3) 法令及び公序良俗に反するもの。

（貸出料）

第4条 備品の貸出しは、無料とする。

（申請方法）

第5条 備品の貸出しを希望する団体は、あらかじめ予約状況等を確認のうえ、備品貸出申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 前項の備品貸出申請書の受付は、申請する団体が備品の貸出しを受けようとする日（以下「貸出し日」という。）の3か月前から貸出し日前日（土、日、祝日を除く。）までとする。

（貸出しの許可）

第6条 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、備品の貸出しが適当と認めたときは、備品貸出許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（許可の取消し）

第7条 市長は、備品の貸出しが次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により備品の貸出しの許可を受けたとき。
- （2） 備品に損害を与えるおそれがあるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、備品の管理上支障があるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しにより、申請した団体が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

（備品の貸出し）

第8条 第6条の規定による備品の貸出しの許可を得た団体（以下「使用団体」という。）は、貸出日当日に許可書を提示し、当該備品を借り入れるものとする。

（貸出期間）

第9条 備品の貸出期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

（貸出条件）

第10条 使用団体は、次に掲げる要件を厳守しなければならない。

- （1） 備品の使用をまちなか公共空間での活動又は市長が特に認める場合に限定すること。
- （2） 備品の借入れ及び返却に伴う運搬は、自らの責任において行うこと。
- （3） 備品を借り入れてから返却するまでの間に、当該備品の故障、破損等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。

- (4) 備品の故障等の有無を確認し、原状に回復した上で返却すること。
- (5) 借り入れた備品を第三者に転貸しないこと。

(損害賠償)

第 11 条 使用団体は、備品を破損し、又は滅失した場合は、その損害を全て賠償しなければならない。

(庶務)

第 12 条 備品の管理及び貸出しに関する庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

備品名	規格等	数量	管理番号
店舗用テント	幅 3.0m×奥行 6.0m	3 基	R5 夢玉 001～003
店舗用テント	幅 1.8m×奥行 1.8m	4 基	R5 夢玉 004～007
テント横幕	幅 1.8m×奥行 1.8m 4 方幕	2 枚	R5 夢玉 008～009
加重プレート	鋳物製 10 kg	18 個	R5 夢玉 011～028
木製屋台	幅 1.8m×奥行 0.9m 造作	3 基	R5 夢玉 051～053
机	幅 1.22m×奥行 0.7m×高さ 0.535～0.8m	9 台	R5 夢玉 061～069
椅子（二人掛け）	幅 1.12m×奥行 0.59m×高さ 0.72m	18 脚	R5 夢玉 071～088
人工芝	幅 1.0m×長さ 10m	1 枚	R5 夢玉 091
LED フルカラー投光器	パナソニック製 ダイナセルファー	4 台	R5 夢玉 111～114
ポータブル電源	2160Wh ソーラーパネル付	1 台	R5 夢玉 121
LED ソーラーライト	22m 防雨型 夜間自動点灯	30 個	R5 夢玉 131～160